

## トピックス

- [JETRO ウェビナー「中国における商業賄賂規制の最新動向および実務上の留意点」のご案内\(9/1 申込み締め切り\)](#)

## 法令速報

- [国家データ局・市場監督管理総局、データ流通取引契約書の雛形を公表](#)
- [七省庁、外資企業の国内再投資を奨励する政策を発表](#)
- [商務部・科技部、「輸出禁止・制限技術目録」を変更](#)
- [国家税務総局、外国投資家再投資に関する税額控除政策を明確化](#)

## 弁護士コラム

- [「不正競争防止法」2025 年改正にみる商業賄賂規制の強化について](#)

**JETRO ウェビナー「中国における商業賄賂規制の最新動向および実務上の留意点」のご案内  
(9/1 申込み締め切り)**

中国においては、商業活動における公正な競争の維持を目的とし、主として行政法および刑事法の枠組みにおいて、商業賄賂に対する規制が講じられている。さらに近年、ビジネス環境の発展に伴い、刑事規制の側面においては贈収賄に関する法的責任の強化が強調されており、行政規制の側面においては、重点業界を対象とした監督管理制度の細分化が進められている。2025 年における「不正競争防止法」の六年ぶりの大規模改正は、かかる趨勢を象徴するものであり、中国における商業賄賂規制の最新動向を概観する。

中国における商業賄賂規制最新動向の内容を日本語で解説すると同時に、今後の日系企業の対応策および注意すべきポイントを提示するために、JETRO 北京事務所主催のもと、金誠同達張国棟弁護士が講師を務め、9 月 4 日にウェビナー（Zoom 開催）「中国における商業賄賂規制の最新動向および実務上の留意点」が開催されるので、ぜひこの機会にご参加ください。また、ご参加いただくには、9 月 1 日までに次頁の URL からお申し込みください。

(JETRO ウェビナーの概要)

日 時: 2025 年 9 月 4 日(木) 14:00~15:30(中国時間)

講 師: 北京金誠同達法律事務所(JT&N) 張国棟 マネジメントパートナー弁護士

方 式: オンライン(ZOOM 利用)

定 員: 300 名

費 用: 無料

言 語: 日本語

主 催: ジェトロ北京事務所

共 催: 中国日本商会、天津日本人会

申 込: <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/webinar250904>

申込締切: 2025 年 9 月 1 日(月)

### 国家データ局・市場監督管理総局、データ流通取引契約書の雛形を公表

2025 年 7 月 4 日、国家データ局と市場監督管理総局は、データ流通における代表的な 4 つのシーン、すなわち「データ提供」「データ委託処理」「データ融合開発」「データ仲介」に対応した契約書の雛形(示範文書)を公表した。公表された文書はそれぞれ「データ提供契約」「データ委託処理サービス契約」「データ融合開発契約」「データ仲介サービス契約」であり、データ市場における事業主体の利用を想定している。なお、これら雛形の使用は法的義務ではないが、両省庁によれば、中央企業、業界トップ企業、インターネット企業の調達などにおける使用が推奨されている。

各雛形の想定される適用範囲は下表の通りである。

| 雛形(示範文書)         | 想定される適用範囲                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「データ提供契約書」       | データ提供者が譲渡や使用許諾(共有を含む)といった有償または無償の方法により、データを受領者に提供する場合に適用される。                             |
| 「データ委託処理サービス契約書」 | データ委託者が適法に権利を有するデータを受託者に委託し、受託者が委託者の指示・要求に従って処理する場合に適用される。                               |
| 「データ融合開発契約書」     | 複数の契約当事者がそれぞれ適法に権利を有する原始データを相互に開放・共有し、共同でデータプラットフォーム、データスペース、データプール、派生データ等を構築する行為に適用される。 |
| 「データ仲介サービス契約書」   | データ仲介者がデータ取引を成立させるため、仲介・マッチングサービスを提供する行為に適用される。                                          |

(出典: [https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcfb/0704/20250704153908883080116\\_pc.html](https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcfb/0704/20250704153908883080116_pc.html))

### 七省庁、外資企業の国内再投資を奨励する政策を発表

2025 年 7 月 7 日、国家発展改革委員会等七省庁は「外商投資企業の国内再投資を奨励する若干の措置に関する通知」を共同で公布し、外商投資企業の未配当金及び外国投資家が受け取った配当金を原資とした中国国内での再投資(以下「再投資」という。)に関して、以下の奨励策を打ち出した。

(1) プロジェクトサービス保障の強化: 各地は実情に応じて外資企業の国内再投資プロジェクトデータベ-

スを整備し、プロジェクトサービス保障を適切に実施する。条件を満たす外資企業の国内再投資プロジェクトは、主要・重点外資プロジェクトリストに組み入れられ、相応の支援策を享受できる。

(2) 土地利用の最適化: 外資企業が国内で再投資を行う際には、工業用地の長期リース、リースから払い下げへの転換、払い下げ期間の柔軟な設定等、初期の用地コストを軽減する。

(3) 手続きの簡素化: 外資企業が中国国内に完全子会社を新設し、親会社が既に取得済みの業界の許認可を子会社が申請する場合、基本条件を満たせば、子会社の許認可申請手続きの簡素化と審査期間の短縮が可能になる。

(4) 税制優遇の実施: 既存の税制優遇策を実施するとともに、再投資の場合でも、「外商投資産業目録」の対象になれば、設備輸入関連の税制優遇を受けることができるようになる。

(5) 外貨利用手続きの利便化: 外資企業が合法的に得た外貨建ての利益及び外国投資家が国内で合法的に取得した外貨建ての利益を原資とした再投資の場合、対象となる外貨建て資金は規定に従って中国国内での送金が可能である。また、外資投資ネガティブリストの要件を満たし、かつ国内投資プロジェクトが実態を有し、適法である場合、外資企業は外貨建ての資本金またはその元転資金を原資に再投資を行う際は、被投資企業又は持分譲渡人は外貨管理上の国内再投資受入れ登記手続きは免除される。

(6) 金融支援の拡充とイノベーションの推進: 条件を満たす再投資に必要な外国株主からの貸付や「パンダ債」について、「グリーンチャンネル」方式で審査を加速化させる。また、各金融機関による、再投資に対する金融サービスと支援は奨励される。

(出典: [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content\\_7032625.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7032625.htm))

### 商務部・科技部、「輸出禁止・制限技術目録」を変更

「中華人民共和国対外貿易法」及び「中華人民共和国技術輸出入管理条例」に基づき、商務部は科技部と共同で「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」(以下「目録」という)を管理している。「目録」に掲載されている輸出禁止技術の中国からの輸出は禁じられ、輸出制限技術は中国からの輸出は輸出許可証が必要となる。「目録」に記載のない技術は輸出自由技術とされ、登記管理(届け出)の対象となる。2025年7月15日、商務部及び科技部は公告を発表し、「目録」の内容について以下の変更を行った。

- (1) 1件の輸出禁止技術(中国伝統建築技術)、2件の輸出制限技術(建築環境制御技術等)の削除。
- (2) 1件の輸出制限技術(電池用正極材料製造技術)の新規追加。
- (3) 1件の輸出制限技術(非鉄金属冶金技術)の要件改訂。

(出典: [https://fms.mofcom.gov.cn/zcfg/jsjckzcfg/art/2025/art\\_ba35a101c22c4f6e844f749cb0a98552.html](https://fms.mofcom.gov.cn/zcfg/jsjckzcfg/art/2025/art_ba35a101c22c4f6e844f749cb0a98552.html))

### 国家税務総局、外国投資家再投資に関する税額控除政策を明確化

2025年7月31日、国家税務総局は「外国投資家の配当金による直接投資に係る税額控除政策に関する公告」(国家税務総局公告 2025年第18号、以下「18号公告」という)を発表し、海外投資家が配当利益を用いて直接投資を行う際に享受できる税額控除優遇政策の具体的事項を明確化した。主な内容は以下の通りである。

- (1) 海外投資家が受け取った配当利益を用いて、中国国内の居住企業に対して既に引き受け済みの出資

の補填、払込資本または資本準備金の増資を行う場合、居住企業の払込資本または資本準備金の増資に該当するとされる。

(2) 税額控除政策を適用する条件の一つとして、海外投資家による再投資は 5 年間(60 か月)以上保有する必要があるが、18 号公告では同期間の開始日及び終了日の計算方法が明確化された。

(3) 海外投資家は控除額を計算する際に、再投資額の 10%または適用のある租税条約におけるより低い配当金の税率から、自主的に選択することができる。但し、将来、投資を回収して繰延税金を補填する場合には、低い租税条約税率を適用することはできない。

(出典: [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202508/content\\_7034845.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202508/content_7034845.htm))

## 「不正競争防止法」2025 年改正にみる商業賄賂規制の強化について

JT&N 倪雨桐弁護士

### 一、中国における商業賄賂規制の最新動向

中国は 2012 年以降、「反腐敗」を重要な国策の一つと位置づけ、公共部門のみならず企業間取引における腐敗防止もその対象となっています。この流れの中、中国における商業賄賂規制は、制度的にも実務的にも大幅な変化を遂げています。特に 2025 年の中国「不正競争防止法」改正では、商業賄賂に関する規制が明確に強化されており、中国国内で事業を展開する日系企業にとって無視できない動きとなっています。以下では、同法改正の流れと今回の改正の要点を整理します。

#### 1. 「不正競争防止法」の立法の経緯及び同法の位置づけ

「不正競争防止法」は 1993 年に初めて制定され、中国法体系において商業賄賂を直接禁止する法令として位置づけられています。同法に基づき、1996 年には「禁止商業賄賂行為の暫定規定」(国家工商行政管理局令第 60 号、以下「暫定規定」)が公布され、商業賄賂の典型的態様等が定義されました。

もっとも、当時は市場経済の発展段階も浅く、規制の重点は「物品販売時のリベート等」に限定されており、今日のように複雑なビジネススキームには十分に対応できません。2017 年には同法の大幅な改正が行われ、商業賄賂関連条項についても修正が加えられましたが、経済の急速な発展や新たな業態の相次ぐ登場という今日の状況に照らすと、当時の規定では依然として十分とはいえず、さらなる改正のニーズが高いと考えられます。こうした経緯を踏まえ、2025 年改正は、従来の不明確さを補完しつつ、より厳格かつ包括的な商業賄賂規制体系を確立することを意図したものと理解されます。

#### 2. 2025 年改正における商業賄賂規制の主要な変化

##### (1) 収賄側規制の明確化

従来、「不正競争防止法」において処罰の対象とされていたのは主として贈賄者に限られており、収賄者への処罰は明確ではありませんでした。確かに「暫定規定」第 9 条では「商品取引において賄賂を受け取った場合も処罰する」と定められていましたが、同規定は法規範としての位階が低く、かつ制定から時間がかなり経過していたため、実務において適用の可否が不明確な状況が続いていました。

こうした状況を改善するため、近年では一部の地方立法において、全国的な法改正に先行して収賄を処罰対象とする条項が盛り込まれましたが、実務では贈賄側のみが処罰され、収賄側の処分を免れる事例も少なくありませんでした。

今回の改正では、「商業賄賂の受領者も処罰対象とする」ことが明確化され、これまでのグレーゾーンが解

消されました。これは中国が掲げる「行賄・受賄を一体的に取り締まる」方針を、「不正競争防止法」の改正をもって法律のレベルに正式に反映させたものといえます。

この結果、これまで贈賄企業のみが行政処分を受け、収賄側は「不問」に付されるケースも少なくなかったという運用状況は、今後大きく変化する可能性があります。特に企業内部規程の多くは「贈賄防止」に重きを置いており、収賄行為の禁止については十分に整備されていない場合が少なくありません。企業においては、今後は内部規程や教育体系の見直しが必須と考えられます。

#### (2)「両罰制」の導入

今回の改正のもう一つの大きな特徴は、企業のみならず賄賂の実施について個人の責任を負うものにも直接的な責任を課す「両罰制」(企業と個人を同時に処罰すること)の導入です。具体的には、賄賂の実施について個人の責任を負う法定代表人、主要責任者、直接責任者に対しても、最高 100 万元の過料を科し得る規定が新設されました。

従来から「従業員による賄賂は経営者による行為とみなす」との解釈は存在しますが、個人に対して直接的な過料・所得没収処分を科す仕組みは明確には存在していませんでした。この改正により、企業の「法人責任」と責任者の「個人責任」の両方が追及される体制が整備されたことになります。

外資系企業の場合、特に日系企業の多くは日本本社から派遣された駐在員が法定代表者や要職を務めています。そのため、今回の改正は日本人駐在員個人に対しても直接的なリスクが及び得ることを意味し、これまで以上にリスクマネジメントの必要性が高まるといえます。

#### (3)罰金水準の大幅引き上げ

表：中国「不正競争防止法」における商業賄賂規制の過料額の変遷

|        |           |
|--------|-----------|
| 1993 年 | 1～20 万元   |
| 2017 年 | 10～300 万元 |
| 2019 年 | (変更なし)    |
| 2025 年 | 10～500 万元 |

上表のとおり、1993 年「不正競争防止法」制定時の過料上限は 20 万元、その後 2017 年改正で 300 万元に引き上げられましたが、今回さらに 500 万元へと上限が引き上げられました。下限額は引き続き 10 万元のままであり、行政裁量の幅はより拡大されました。

これは、経済規模の拡大や物価水準の変化を反映した調整であるとともに、新規業態や複雑化する競争環境の下で、違反行為に対する効果的な抑止を図る強い立法意思を示すものと見られます。

#### (4)域外適用規定の新設

今回改正で新設された第 40 条は、中国国外で行われた行為であっても、中国国内の市場秩序や経営者・消費者の権益を害する場合には、中国「不正競争防止法」を適用することを明記しています。この場合、外国において現地法上は問題とされない取引であっても、その影響が中国国内市場に及ぶ場合、中国法の下で商業賄賂と評価される可能性があります。特に、中国現地法人が当該行為に関与している場合には、中国現地法人自体が法的処分の対象となるリスクが高まります。一方で、行為の主導権が国外の親会社にあり、中国現地法人が直接関与していないケースでは、親会社に対する執行の可能性と実効性が課題として残っています。このため、こうした規定の適用効果や実務運用の実態については、今後の執法事例の蓄積、司法解釈の動向、関連規定の公布状況を総合的に観察し、慎重に分析していく必要があります。

この規定は、日系企業を含む多国籍企業にとって、本社が決定したグローバル販促施策が中国法上「商業賄賂」と評価されるリスクをはらむことを意味し、グローバルコンプライアンス体制の再検討を迫るものです。

## 二、日系企業における実務上の対応課題

今回の「不正競争防止法」改正により、商業賄賂規制は従来以上に厳格化され、その適用範囲や執行の在り方も一層明確化されました。これにより、中国に進出する日系企業にとって、商業賄賂を中心とする法的リスクはもはや理論的な検討にとどまらず、日常の企業活動に直結する喫緊の課題として現れています。とり

わけ、贈賄と収賄の認定基準が国ごとに異なること、さらに法人責任と個人責任が複雑に交錯することを踏まえると、企業としてどのようにコンプライアンス体制を設計し、実効的に運用するかが最大の焦点となります。

以下では、今回の改正を背景に、日系企業が優先的に取り組むべき主要な対応課題を整理します。

### 1. 内部規程の再整備

贈賄の禁止だけでなく、収賄の禁止も明確に社内規程に位置づける必要があります。そのうえで、社内通報制度や監査体制を強化し、実効性を確保することが不可欠です。

### 2. 駐在員に対するリスクマネジメント

駐在員を含む経営幹部には、商業賄賂規制をはじめとする法的リスクに関する説明責任が従来以上に重く課されています。特に日系企業では、駐在員が法定代表者や管理職に就任するケースが多く、企業活動の過程で賄賂と評価され得る行為が発生した場合、企業責任に加え駐在員個人が直接的に法的責任を問われるリスクが高い点に注意が必要です。そのため、駐在員に対するリスクマネジメントは、単なる形式的なコンプライアンス研修にとどまらず、商業賄賂防止を核心に据えた内部統制の一環として位置づけることが求められます。

### 3. クロスボーダー施策の事前審査

日本本社が主導する販売キャンペーンなどが、中国においてどのように評価されるかは予測が難しい部分があります。そのため、事前にリーガルチェックを行い、グローバル施策を中国の法規制と整合させる体制を整備することが不可欠です。

## 三、終わりに

以上のとおり、2025 年改正「不正競争防止法」により、中国における商業賄賂規制は、処罰対象範囲の拡大、責任追及の厳格化、域外適用の導入など、質的にも量的にも大幅な強化が図られました。これにより、日系企業にとっての法的リスクは、単なる理論的な問題を超えて、日常的な事業運営に直結する実務上の重大課題となっています。今後は、内部統制や社内規程の再整備、駐在員を含む経営幹部への徹底したリスク教育、そしてクロスボーダー施策の慎重な検討を通じて、グローバルとローカル双方の視点から実効的なコンプライアンス体制を構築していくことが不可欠です。最終的には、「中国特有の規制環境を十分に踏まえた事業運営」が、日系企業の持続的な成長とリスク回避を両立させる鍵となるでしょう。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>